

3.評価・見直し基準の内容

基準の対象となる生活交通(交通手段)は、市が運行している「定時運行している路線(主に市有償バス)」と、「予約運行している路線(主に乗合タクシー)」です。この基準を満たしていない場合、運行ルートや便数の見直しや代替交通等の検討を行います。

1.定時運行している路線(主に市有償バス)

基準	数値設定	対象路線
1便当たりの利用者数	2.0人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市気高循環バス(気高町、鹿野町) ・鳥取市絹見バス(青谷町、気高町) ・鳥取市南部支線バス(河原町、用瀬町、佐治町) ・西郷線(河原町)
利用者1人当たりの市の補助金額	1000円未満	

※上記の基準を2つとも満たさない場合に検証や見直しを行います。

※西郷線は乗合タクシーですが、全便が定時運行であるため、定時運行の基準を適用します。

バス	R2人/便	R2 1人あたり補助金	R3人/便	R3 1人あたり補助金	R4人/便	R4 1人あたり補助金
気高循環バス	2.75	1,480	2.29	1,724	2.13	2,042
瑞穂宝木線	2.04	1,936	1.86	2,186	1.52	2,708★
船磯線	2.44	617	2.32	303	2.00	904
逢坂線	1.89	2,988	1.80	3,059	1.64	3,567★
宝木河内線	4.23	927	3.05	1,270	3.12	1,391
絹見バス	1.27	1,016	1.49	1,018	1.45	1,158★
絹見線	1.57	820	1.48	924	1.40	1,035
浜村青谷線	1.33	1,751	1.52	1,251	1.60	1,460★

